

(仮称) せたがや平和資料館事業方針の検討状況等について

(付議の要旨)

(仮称) せたがや平和資料館（以下、「平和資料館」）については、区民参加による（仮称）せたがや平和資料館事業方針検討委員会（以下、「検討委員会」）の検討結果を踏まえ、区が事業方針を策定し、平和資料館を運営することとしている。

検討委員会から事業方針（中間報告）が提言されたことを受け、その内容及び区の対応について報告する。

1 主旨

検討委員会による事業方針（中間報告）の提言の内容及び提言等を踏まえた当面の区の対応について報告する。

2 事業方針(中間報告)の骨子（詳細は別添参考資料の通り）

平和資料室の移転と継承を基本とし、公園に設置され幅広い区民・利用者が訪れる施設となることを踏まえた新たな機能の実現について提言している。

(1) (仮称) せたがや平和資料館が果たすべき役割

- ①基本的な考え方
- ②果たすべき役割
- ③運営目標

(2) (仮称) せたがや平和資料館に求められる機能

- ①機能1 戦争に関する資料の収集・展示
- ②機能2 恒久平和の実現に向けた取組みについての資料の収集・展示
- ③機能3 戦争の悲惨さや平和の尊さを知ることを通じて、区民、地域の交流を促進し、恒久平和の実現に向けた意識を醸成する。

(3) (仮称) せたがや平和資料館の運営のあり方

- ①専門的な人材の活用
- ②区の公共施設としての活用
- ③区民参加のしくみ
- ④情報発信の強化

3 提言等を踏まえた当面の区の対応（施設整備について）

子どもから高齢者まで幅広い区民の利用を考慮したきめ細かな対応を図るとともに、環境へのさらなる配慮や検討委員会の提言（中間報告）の実現のために、工事内容を当初の予定から追加するものとする。必要経費については今後精査し、平成26年第3回定例会に補正予算を提案する。

これに伴い、一部開設の時期を平成27年5月から平成27年8月に延期し、全部開設時期を平成28年5月から平成28年8月に延期する。

4 施設の愛称

検討委員会の議論の内容を踏まえ、誰もが利用しやすく親しみやすい施設として運営することを目的として、広く区民公募を行い、愛称を定める。

5 関連規定の整備

平和資料館設置条例 等

6 今後のスケジュール

| | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 平成26年 | 7月24日 | 常任委員会（区民生活・文教）「検討状況報告」 |
| | 8月28日 | 第3回検討委員会（最終回） |
| | 8月29日 | 政策会議「区事業方針（素案）報告」 |
| | 9月上旬 | 常任委員会（区民生活・文教）「区事業方針（素案）報告」 |
| | 9月下旬 | 第3回定例会（工事費補正予算） |
| | 11月上旬 | 平和資料館建築工事着工 |
| | 11月 4日 | 政策会議「区事業方針案、施設運営案」 |
| | 11月中旬 | 常任委員会（区民生活・文教）「区事業方針案、施設運営案」 |
| 平成27年 | 1月14日 | 政策会議「施設設置条例案」 |
| | 2月上旬 | 区民生活常任委員会「施設設置条例」 |
| | 2月中旬 | 第1回定例会「施設設置条例」 |
| | 6月 | 平和資料館竣工 |
| | 8月 | 平和資料館一部開設 |
| 平成28年 | 8月 | 平和資料館全部開設 |